

1. 会 合	<p>株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第9回）</p> <p>ストリートサイドサブワーキング・グループ（第12回）</p> <p>カスタマーサイドサブワーキング・グループ（第9回）</p> <p>（合同開催）（議事要旨）</p>
2. 日 時	平成 30 年 8 月 30 日（木）午後 4 時 00 分～ 4 時 30 分
3. 議 案	<p>1. 休日テスト（業務確認テスト／総合運転試験（RT））に関する実施手順書等について（案）</p> <p>2. T+2化の実施日の決定に係る手続等について（案）</p>
4. 主な内容	<p>1. 休日テスト（業務確認テスト／総合運転試験（RT））に関する実施手順書等について</p> <p>事務局より、資料1に基づき、「休日テスト（業務確認テスト／総合運転試験（RT））に関する実施手順書等」について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託銀行はカスタマーサイドでの参加になるが、カスタマーサイドの休日テストは任意参加であり、テストシナリオは個別に相手先と調整することになる。休日テストの申込期日は11月22日に設定されているため、テスト参加者の一覧が開示されるのは11月末になると思われるが、それ以降にテストの相手先と個別にシナリオを調整する日程では準備が間に合わない。10月中にはテストの相手先を見つけ、11月からシナリオの調整に入りたい。例えば、申込期日に先立ちテストの参加者を事務局にて取りまとめる等、相手先へのテストの申入れについては10月中に行うべき旨を手順書に明記するといった対応をお願いしたい。 <p>⇒ どのような方法とするのか検討する必要はあるが、インフラ側として協力していきたいと考えている。（事務局）</p> <p>2. T+2化の実施日の決定に係る手続等について（案）</p> <p>事務局より、資料2に基づき、「T+2化の実施日の決定に係る手続等」について説明が行われた。</p> <p>本件について、特段、意見はなかった。</p> <p>資料2については、RTの結果報告を踏まえた成否判断の結果が「否」であり、かつ、その原因が実施予定日（2019年7月16日）までに回復する見込みがない場合の予備日について、提示した3つの</p>

	<p>日程から事務局において1つの日程に絞った上で改めてワーキング・グループに提示し、確認してもらった後、証券受渡・決済制度改革懇談会に諮ることとされた。</p> <p>3. その他 大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先日、公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループより一般債、国債リテール取引の決済期間短縮化は株式等との同時実施は行わない方向で検討している旨の報告があった。弊社は、株式等の決済期間短縮化と同時に実施したいと考えているが、公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループの何らかの決定を待った方がよいか。 <p>⇒一般債、国債リテール取引の決済期間の短縮化に関しては、先日の報告のとおり、公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループで検討している段階である。アンケートを実施するなど委員の意見調整を図っているところではあるが、今のところ、株式等の決済期間短縮化と同時には実施しない方向で検討が進んでいる。ただし、店頭取引については各社で取引ごとに決済期間を定めることができるようになっているため、各社において決済期間の短縮化を早め実施するという事は問題ないと考えている。(事務局)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	<p>企画部 (Tel : 03-3667-8535)</p>